

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 基本協定書(案)(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	基本協定書(案) (改訂前)	基本協定書(案)(平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
3	第4条	1	(4)	SPCの設立	(4) SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があること。	(4) SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
11	別紙2			株主誓約書	4. SPCが、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。	4. SPCが、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする(ただし、SPCが、本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合はこの限りではない。)

※本新旧対照表と、基本協定書(案)及び基本協定書(案)(平成28年8月5日改訂版)に相違があった場合は、基本協定書(案)及び基本協定書(案)(平成28年8月5日改訂版)に表す内容を正しいものとする。